

第 243 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きやっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所  
名古屋市中区金山 1-14-18 金山センタープレイス 5 F  
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096  
http://www.maeda-cpa.com/

平成 23 年 9 月 12 日

### 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 242 回

想像だにできなかった、想定外だった。

ここ数年間、世界、日本、そして私達の身近にも・・・ほんとうに思いもしなかった出来事がつぎつぎと発生しています。

これも、世界が早く動き、地球もそろそろ年を取り、環境はどんどん変化し、また人間の心は欲求不満となり・・・ためかもしれませんね。

さあ、あなたは大変な早さの変化に合わせて「変身」しましたか。

社風を一新しましたか。

今が革新を起こすチャンスだと思います。

**思い切って何かを変えましょう！！**

事業を、商品を、人を、営業の仕方を  
そして**自分**を

### 前田の《今人生を語る》第 147 回

めざめよ日本人<sup>®</sup>

最近とみに目に付くのは、NHKを中心とするマスメディアの報道の不公平感、国民不在感です。

本当に知りたいことを報じないテレビ、新聞（産経新聞は除く）にはがっかりするとともに、日本の将来に対して怖さを感じます。結局は我々国民がしっかり真実をつかみ、意見を言うことが本当に必要な時がまさに今、到来しました。

## 雇用促進税制

佐藤 洋

平成 23 年度の税制改正において、雇用の促進を図る目的として雇用促進税制が創設されました。雇用者数の増加に応じて税額控除できるもので、事業規模拡大を検討している企業にとっては有効な制度といえます。

制度を適用しようとするには、事業年度開始時と終了時の年二回、ハローワークに雇用促進計画の書類を提出する手続を踏まなければならないため、制度の適用を検討された場合には早めの対処が必要となってきます。

### 1 税制優遇制度の概要

◆ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（以下「適用年度」といいます。）（※ 1）において、雇用者増加数 5 人以上（中小企業は 2 人以上）、雇用増加割合（※ 2）10% 以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数 1 人当たり 20 万円の税額控除（※ 3）が受けられます。

※ 1 個人事業主の場合は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの各暦年

※ 2 雇用増加割合 =  $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※ 3 当期の法人税額の 10%（中小企業は 20%）が限度になります。

### 2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◆ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◆ 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を 5 人以上（中小企業の場合は 2 人以上）、かつ、10% 以上増加させていること
- ◆ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額（※ 1）以上であること
- ◆ 風俗営業等（※ 2）を営む事業主ではないこと

※ 1 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額の + 前事業年度の給与等支給額 × 雇用増加割合 × 30%

※ 2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業

### 3 事務手続

1. 事業年度開始後 2 ヶ月以内（※ 1）に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワーク（※ 2）へ提出してください。  
⇒ ハローワークが、従業員の新規採用を支援します。
2. 事業年度終了後 2 ヶ月以内（個人事業主については 3 月 15 日まで）に、ハローワーク（※ 2）で雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。確認を求めてから返送まで約 2 週間（4～5 月は 1 ヶ月程度）を要しますので、確定申告期限に間に合うようご注意ください。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

※ 1 なお、平成 23 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、10 月 31 日までに提出してください。

※ 2 事業主の主たる事業所（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結親法人の主たる事業所）の所在地を管轄するハローワークを指します。